

社会福祉法人上島町社会福祉協議会 上島町社協訪問介護事業所運営規程

〔平成16年10月1日〕
規程番号 6-1

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する上島町社協訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および上島町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「上島町総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または上島町総合事業にあつては要支援状態にある高齢者等及び事業対象者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問介護の基本方針として訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 上島町総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

3 上島町総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者等へ報告することとする。

4 事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 上島町社協訪問介護事業所

二 所在地 愛媛県越智郡上島町生名 2133 番地 3 （上島町生名デイサービスセンター）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（3）訪問介護員等 2.5以上（常勤換算 ※サービス提供責任者含む）

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

① 身体介護

② 生活援助

2 上島町総合事業の内容は次のとおりとする。

① 訪問型独自サービス費(Ⅰ)……週に1回

② 訪問型独自サービス費(Ⅱ)……週に2回

③ 訪問型独自サービス費(Ⅲ)……週に2回を超えた場合

(事業の利用契約)

第7条 本会は、事業の提供の開始にあたり、利用者又は家族等に対して利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると本会会長(以下「会長」という。)が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(事業の利用料)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額または上島町総合事業にあっては上島町が定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。

3 事業の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を金融機関口座からの自動引落等により支払うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、上島町全域とする。

(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等)

第11条 事業者は、事業に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付

窓口の設置の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対する事業の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 会長は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

2 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを掲示するものとします。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。(第4条関係)

附 則

この規程は、平成18年10月1日から適用する。(第5条関係)

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。(第4条関係)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。(第4条関係)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 「社会福祉法人上島町社会福祉協議会 上島町社協介護予防訪問介護事業所運営規程」(平成 19 年 4 月 1 日施行 規程番号 6-8) は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。